

第81期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 81 期
報 告 書

(自 令和3年4月1日)
(至 令和4年3月31日)

目次

事	業	報	告	1									
貸	借	対	照	表	12								
損	益	計	算	書	13								
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	14			
個	別	注	記	表	15								
会	計	監	査	人	の	監	査	報	告	書	謄	本	22
監	査	役	会	の	監	査	報	告	書	謄	本	24	

事業報告

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向に影響を受けながらも、個人消費および企業収益に持ち直しの兆しがみられましたが、新たな変異株の感染急拡大や世界情勢の急転により、先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共工事および民間工事ともに、受注環境は堅調に推移したものの、受注競争の激化や資材価格の高騰などにより減益傾向となり厳しい状況が続きました。

当社につきましては、最優先の価値観である安全で高品質な施工を果たすため、労働災害や鉄道の安全運行への影響など施工環境に応じたリスク等の検討を深め、実効性の高い施工計画を策定した上で着実な工事施工に取り組みました。また、厳しい経営環境を乗り越えるため「構造改革」を追求し、ICTツールの積極的な活用や機械化施工を推し進めることにより、「生産性向上」「業務の効率化」「働き方改革」を図るとともに、新たな領域での受注を獲得するなど、事業基盤の整備に努めてまいりました。

当社の業績につきましては、受注高は、土木工事が539億5千1百万円、建築工事が414億7千1百万円、兼業事業が1億9百万円、合計955億3千2百万円（前期比3.8%減）となりました。

売上高は、土木工事が516億1千6百万円、建築工事が427億4千4百万円、兼業事業が1億9百万円、合計944億6千9百万円（前期比6.0%減）となりました。

利益につきましては、当期純利益は33億7千5百万円となりました。

当期における部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当期の受注高・売上高・繰越高(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	45,372	53,951	51,616	47,707
	建 築	55,970	41,471	42,744	54,697
	計	101,342	95,423	94,360	102,405
兼業事業		—	109	109	—
合 計		101,342	95,532	94,469	102,405

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、401百万円であります。

このうち主なものは、事務所の建替えおよびワークフローシステムの導入などであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金および借入金により賄い、増資などによる資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第78期	第79期	第80期	当 期
受 注 高(百万円)	97,432	114,673	99,333	95,532
売 上 高(百万円)	100,997	95,824	100,514	94,469
当期純利益(百万円)	3,354	2,348	3,919	3,375
1株当たり当期純利益(円)	356.82	249.77	416.94	359.05
総 資 産(百万円)	87,224	91,888	93,276	95,242
純 資 産(百万円)	54,259	56,338	60,500	63,766

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期の営業成績につきましては、前記「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せず、世界情勢の緊迫化に起因した世界経済の減速が懸念されるなど、業界全体に与える影響は不透明感を増しており、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

当社は、このような状況を経営課題と認識し、技術提案力や工事価格低減による受注力の基盤強化、更なる機械化施工やICTツールの活用などにより、業務の構造的な改革や社員一人ひとりの取組みによる更なる生産性向上を通じ、「コスト削減」や「働き方改革」を実現してまいります。そして、最優先の価値観である「安全で高品質な施工」を積み重ね、お客様から信頼・選択していただくことで、社会基盤の創造に貢献してまいります。

今後も、JR西日本グループの一員として、グループ全体が非常に厳しい経営状況の中でも、お客様や社会から信頼される会社であり続けるために、着実に歩みを進めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 親会社および重要な子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は西日本旅客鉄道株式会社であり、同社は当社の株式を4,816,962株（持株比率51.24%）保有しております。

なお、当社と同社は、工事の請負取引等の関係があります。

②親会社との取引について

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たり、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社との取引についても、取締役会において議論を経て決定した内部統制システムに基づく社内規程に従って取引実施の可否を決定しており、取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジェイアール西日本ビルト	70百万円	84.0%	建築工事の施工等

(7) 主要な事業内容

建設業法により特定建設業者（(特一1) 第2760号）として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築、軌道工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（大阪府知事（9）第28832号）として免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所

本社（大阪市）	
土木支店（大阪市）	建築支店（大阪市）
大阪支店（大阪市）	京都支店（京都市）
神戸支店（神戸市）	和歌山支店（和歌山市）
福知山支店（福知山市）	米子支店（米子市）
名古屋支店（名古屋市）	北陸支店（金沢市）
四国支店（高松市）	

(9) 主要な借入先

該当ありません。

(10) 使用人の状況

使用人数	1,327名
------	--------

(注) 社員、出向および嘱託の人数を表示しております。

2. 役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

(1) 地位、氏名、担当等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	荻野浩平	株式会社ジェイアール西日本ビルト 取締役
取締役	江本達哉	建築本部長
取締役	峯本忠治	人事部長、技術研修センター長、総務部担当、経理部担当、監査室担当、不動産部担当、近畿共栄株式会社 代表取締役社長
取締役	武上康介	線路本部長、株式会社ミツテック 代表取締役社長
取締役	谷口康一	土木本部長
取締役	大川重弘	土木支店長
取締役	西井学	安全品質環境本部長、企画部担当
取締役	秋月静男	建築本部副本部長
取締役	中村圭二郎	西日本旅客鉄道株式会社 取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長
取締役	畑中克也	西日本旅客鉄道株式会社 技術理事建設工事部長
取締役	瀬川律文	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部施設部長
取締役	井手寅三郎	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部新幹線鉄道事業本部新幹線施設部長
常勤監査役	江尻憲昭	
常勤監査役	本岡周二	
監査役	中安雅文	西日本旅客鉄道株式会社 監査役室長
監査役	白川靖浩	JR西日本不動産開発株式会社 監査役

- (注) 1. 監査役 江尻憲昭、白川靖浩の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役 三浦勝義、日名田高志、金岡裕之の各氏は、令和3年6月25日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
3. 監査役 五味一幸氏は、令和3年6月25日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保

険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が補填されることとなります。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 報酬等の総額

当事業年度に係る役員の報酬は、取締役15名に対し123百万円、監査役5名に対し19百万円、合計20名に対し142百万円であります。このうち社外監査役への報酬は3名に対し7百万円であります。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、令和3年6月25日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、社外監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は19百万円であります。

(4) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、平成8年5月23日開催の第54期定時株主総会において、取締役報酬額は月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役報酬額は月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は21名、監査役の員数は4名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、令和3年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長荻野浩平氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額を一任することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(6) 社外役員の主な活動状況

氏名	会社における地位	主な活動状況
江尻憲昭	監査役	就任後に開催された取締役会に10回中10回、監査役会に6回中6回出席し、適宜適切に発言を行っております。
白川靖浩	監査役	当該事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査役会に7回中7回出席し、適宜適切に発言を行っております。

3. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 40,000,000株
②発行済株式総数 13,040,000株
(自己株式3,638,474株を含む)
③株主数 901名

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
西日本旅客鉄道株式会社	4,816,962株	51.24%
株式会社広成開発	1,073,911株	11.42%
大鉄工業社員持株会	724,171株	7.70%
近畿共栄株式会社	99,500株	1.06%
東鉄工業株式会社	85,000株	0.90%
名工建設株式会社	77,000株	0.82%
株式会社村田組	55,000株	0.59%
植田商事株式会社	44,640株	0.47%
若山公作	44,302株	0.47%
山崎友裕	35,500株	0.38%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(3,638,474株)を控除して計算しております。
2. 近畿共栄株式会社が所有する株式については、会社法第308条第1項および会社法施行規則第67条の規定により議決権を有していません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24百万円

②会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合は、監査役会により解任いたします。また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決定に基づき、解任または不再任について株主総会の議案として提出いたします。

5. 業務の適正を確保するために必要な体制

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役会を社外役員出席のもと原則として毎月1回開催し、経営上重要な事項について審議するほか、業務執行状況に関して、適時適切に報告する。

②SR（安全革新）委員会、品質・環境委員会を原則毎月1回開催する。また企業倫理委員会、賞罰委員会を適宜開催する。

③コンプライアンスを推進するため、企業倫理委員会規程に基づき、企業倫理責任者、企業倫理推進者を定めるとともに、「当社（社員）の主たる遵守事項」を社員等に周知徹底し、企業倫理の確立に努める。

- ④財務諸表等の作成に係る内部統制システムについて、継続的に有効性を確認し、適正に運用する。
- ⑤内部監査部門である監査室により、法令・社内規程の遵守の観点から、会社業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ⑥反社会的勢力に対しては、担当部署等の設置および対応マニュアルの整備を行うとともに、外部の専門機関と緊密な連携を図るなど、毅然とした態度で臨み、関係を排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令および取締役会規則、文書取扱規程等に従い、各担当部門において適切に保存および管理し、取締役および監査役が随時閲覧可能な状態とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①安全理念、品質方針、環境方針を定め、安全衛生管理規程、品質・環境マニュアルを整備している。また、その具体的取組みは、年度経営計画、年度安全衛生管理計画に織り込む。
なお、品質・環境に関するISOの認証については、第三者機関の定期的な審査を受けて有効性の確認を得る。
- ②毎日、社長以下が出席する連絡会を開催し、安全、品質・環境、コンプライアンス等について発生した事象を報告し、対応を検討する。
- ③現場実態を把握し業務推進を図るとともに、事故等不測の事態に備え、緊急連絡体制および異常時対処要領等を整備し、迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は取締役会規則、職務権限規程等の社内規程に基づき、定められた担務および意思決定ルールにより職務を効率的に執行する。
- ②経営会議を、原則として毎月2回開催し、重要な業務の執行について審議・決定する。
- ③年度経営計画を策定し、その進捗状況および結果については、取締役等が確認する。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の役員等が、子会社の取締役等に就任し、グループ経営の適正確保に努める。
- ② 当社が定める関係会社運営規則に基づき、事業計画等、期末決算およびこれに付随する事項等については事前に報告を受けるほか、定期的にヒアリングを実施する。
- ③ 当社および子会社に企業倫理委員会を設置することによりグループ全体としての適正なリスク管理に努める。
- ④ 子会社における企業倫理への取組状況を定期的に当社に報告を受ける。
- ⑤ J R 西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても、連結子会社であることから、グループ会社として取組みを推進する。
- ⑥ 取締役等の業務を執行する使用人の職務執行は、親会社へ適宜報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の業務補助のための使用人を監査室に配置し、使用人は、業務補助を行う場合には、監査役の指揮命令により、各部門から独立した立場で職務を遂行する。
- ② 使用人の人事については、監査役の意見を尊重したうえで決定する。

(7) 監査役へ報告する体制

- ① 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、重大な事故または不祥事、法令・定款に違反する行為、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事象は速やかに報告する。
- ② 内部監査の実施状況その他監査役から要求のある事項については随時報告する。
- ③ 当社および当社子会社の通報窓口として、J R 西日本に設置された倫理相談室を活用し、当制度の周知に努める。
- ④ 報告を行った者の保護に関しては、当社および各グループ会社の社内規程の整備等により適正に取り扱う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要会議に出席するとともに、決裁書類等を閲覧することができる。
- ② 監査計画に基づき、現地に出向いての往査等について、監査室が調整、連係を行う。
- ③ 監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等の外部の専門家に相談することを含め、その職務執行によって生じる費用は当社が負担する。

(9) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要について

当社は業務の適正を確保するために必要な体制に基づき、取締役会をはじめとする会議等において、継続的に経営上のリスクを把握し対応策を検討しており、必要に応じて社内規程および業務の見直しを行うことで、整備した体制の実効性を向上させております。

企業集団においては、子会社から通期決算、事業計画および事業内容等について定期的に報告を受けるとともに、当社から役員を派遣するなどグループ経営の適正を確保しております。

また、監査役は、監査役監査や社内の重要な会議に出席し、業務執行の内容に関するリスクを監視できる体制としております。さらに、J R 西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても取組みを推進するほか、監査室による内部監査を定期的を実施して法令、定款および社内規程等に則り、適切に業務遂行がなされていることの検証を行っております。なお、当社はかねてより監査役を補助すべき使用人を設置し監査業務補助を行っております。併せて、従前より設置している内部通報窓口に加え、通報者の不利な取扱いを禁止する規程を整備することで企業集団としてのリスク情報の把握に努めております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 81,813,829 現金預金 3,264,239 受取手形 118,324 完成工事未収入金 55,917,718 未成工事支出金 5,250,313 短期貸付金 16,236,629 立替金 953,678 その他流動資産 359,104 貸倒引当金 △286,177 固定資産 13,428,678 有形固定資産 8,712,488 建物・構築物 4,199,454 機械・運搬器具 214,333 工具器具・備品 277,260 土地 3,814,452 一ス資産 116,601 建設仮勘定 90,384 無形固定資産 148,334 その他無形固定資産 148,334 投資その他の資産 4,567,854 投資有価証券 3,201,000 関係会社株 959,710 出資金 109,507 長期前払費用 17,738 繰延税金資産 150,482 その他投資等 147,764 貸倒引当金 △18,349	流動負債 31,164,282 支払手形 1,435,059 電子記録債 10,354,971 工事未払金 13,996,656 リース債 33,590 未払金 151,753 未払費用 657,013 未払法人税等 1,307,414 未払消費税等 224,624 未払事業所得税等 25,193 未成工事受入金 1,021,119 預り金 147,700 完成工事補償引当金 356,828 工事損失引当金 64,200 賞与引当金 961,953 営業外電子記録債務 8,316 仮受金 417,888 固定負債 311,489 リース債 94,617 退職給付引当金 7,551 資産除去債務 95,879 その他固定負債 113,441 負債合計 31,475,772 純資産の部 株主資本 62,693,774 資本金 1,232,000 資本剰余金 1,039,657 資本準備金 680,000 その他資本剰余金 359,657 利益剰余金 62,494,952 利益準備金 257,000 その他利益剰余金 62,237,952 配当平均積立金 157,000 建物圧縮積立金 16,616 土地圧縮積立金 115,285 社屋増築積立金 250,000 別途積立金 57,827,370 繰越利益剰余金 3,871,680 自己株式 △2,072,836 評価・換算差額等 1,072,962 その他有価証券評価差額金 1,072,962 純資産合計 63,766,736 負債及び純資産合計 95,242,508
資産合計 95,242,508	負債及び純資産合計 95,242,508

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	94,360,904	
兼業事業売上高	109,010	94,469,915
売 上 原 価		
完成工事原価	85,861,159	
兼業事業売上原価	55,416	85,916,576
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	8,499,745	
兼業事業総利益	53,594	8,553,339
販売費及び一般管理費		4,233,147
営業利益		4,320,191
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	139,614	
受取地代家賃	114,387	
貸倒引当金戻入額	7,930	
その他営業外収益	41,477	303,409
営 業 外 費 用		
支払利息	3,794	
支払補償費用	2,079	
その他営業外費用	3,966	9,840
経常利益		4,613,760
特 別 利 益		
固定資産売却益	19,403	
投資有価証券売却益	388,800	408,203
特 別 損 失		
固定資産売却損	841	
固定資産除却損	58,518	
固定資産撤去費	942	60,302
税引前当期純利益		4,961,661
法人税、住民税及び事業税	1,590,000	
法人税等調整額	△3,970	1,586,029
当期純利益		3,375,631

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	配 当 平 均 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	建 物 圧 縮 積 立 金
当期首残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	17,421	115,285
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
建物圧縮積立金の取崩							△804	
別途積立金の積立								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計							△804	
当期末残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	16,616	115,285

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計	
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
	社 屋 増 築 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	250,000	54,027,370	4,351,654	59,175,730	△2,072,836	59,374,552	1,125,578	60,500,130
当期変動額								
剰余金の配当			△56,409	△56,409		△56,409		△56,409
当期純利益			3,375,631	3,375,631		3,375,631		3,375,631
建物圧縮積立金の取崩			804					
別途積立金の積立		3,800,000	△3,800,000					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							△52,616	△52,616
当期変動額合計		3,800,000	△479,973	3,319,221		3,319,221	△52,616	3,266,605
当期末残高	250,000	57,827,370	3,871,680	62,494,952	△2,072,836	62,693,774	1,072,962	63,766,736

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産以外のもの 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保（契約不適合）の費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定の工事における将来の見積補償額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

顧客との工事請負契約等に基づき、顧客に対して当該工事等の引渡しを行う義務を負っております。

当該義務の履行により資産の価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配すると判断した工事については、履行義務の充足に係る進捗に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっております。

また、当該履行義務が当該工事等の引渡し時点において充足されると判断した工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたって収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」を適用しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準」を適用しております。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項」の「(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

履行義務の充足に係る進捗に応じて、一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高の計上

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

完成工事高

64,298,117千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当事業年度末までの履行義務の充足に基づき、一定の期間にわたって収益を認識する工事については、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度はインプット法による）、当事業年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

②主要な仮定

工事原価総額の見積りは、工事施工予算書によっております。工事施工予算書については、直近の実績等をもとにした工事積算数量及び同種同規模工事における材料単価や労務単価、外注費等が今後も同水準で推移するとの仮定を置いて作成しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、各事業年度の完成工事高に影響を及ぼすことが想定されます。工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定である、工事積算数量及び材料単価や労務単価、外注費等が変更となった場合には、翌年度の財務諸表の完成工事高が増減する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建て表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は64,200千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,475,430千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 53,470,217千円

短期金銭債務 1,191,158千円

(4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注1） 18,941,089千円

契約資産（注2） 37,094,908千円

契約負債（注3） 1,014,309千円

※（注1）顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表のうち「受取手形」及び「完成工事未収入金」に含まれております。

（注2）契約資産は、貸借対照表のうち、「完成工事未収入金」に含まれております。

（注3）契約負債は、貸借対照表のうち、「未成工事受入金」に含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の金額は次のとおりであります。

顧客との契約から生じる収益 94,360,904千円

(2) 売上原価に含まれる工事損失引当金戻入額 11,805千円

(3) 関係会社との取引高

売上高 56,403,503千円

仕入高 3,114,193千円

営業取引以外の取引高 680,071千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,040,000	—	—	13,040,000

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,638,474	—	—	3,638,474

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月25日 定時株主総会	普通株式	56,409	6.00	令和3年3月31日	令和3年6月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,409	6.00	令和4年3月31日	令和4年6月27日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

工事損失引当金	19,632千円
完成工事補償引当金	109,118千円
退職給付引当金	2,309千円
賞与引当金	294,165千円
貸倒引当金	93,185千円
その他	333,963千円
繰延税金資産小計	852,373千円
評価性引当額	△103,502千円
繰延税金資産合計	748,871千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△472,647千円
固定資産圧縮積立金	△58,103千円
その他	△67,637千円
繰延税金負債合計	△598,388千円
繰延税金資産の純額	150,482千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金や親会社に対する短期的な貸付に限定し、親会社からの短期の借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、規程に沿ったリスク管理を行うことによりリスク低減を図っております。

親会社に対する貸付金は同社の信用リスクに晒されていますが、同社のキャッシュ・フローは安定的で、外部格付けも高いなど、リスクは限定的です。

立替金は、そのほとんどが1年以内に決済されます。また投資有価証券は株式であり、上場会社については毎月時価の把握を行っております。

支払手形、電子記録債務、工事未払金、未払法人税等及び仮受金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	118,324	118,324	—
(2) 完成工事未収入金	55,917,673	55,917,673	—
(3) 短期貸付金	16,236,629	16,236,629	—
(4) 立替金	953,678	953,678	—
(5) 投資有価証券	2,055,970	2,055,970	—
(6) 支払手形	(1,435,059)	(1,435,059)	—
(7) 電子記録債務	(10,354,971)	(10,354,971)	—
(8) 工事未払金	(13,996,656)	(13,996,656)	—
(9) 未払法人税等	(1,307,414)	(1,307,414)	—
(10) 仮受金	(417,888)	(417,888)	—

(*1) 現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 受取手形(2) 完成工事未収入金(3) 短期貸付金(4) 立替金

これらの時価については、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(6) 支払手形(7) 電子記録債務(8) 工事未払金(9) 未払法人税等(10) 仮受金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額2,104,740千円)は、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 (住所)	資本金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容のうち 役員の兼任等	関係内容のうち 事業上の関係
親会社	西日本旅客鉄道㈱ (大阪市北区)	226,136,651	運輸業・関連事業	(被所有)直接 51.8	兼任1名	建設工事の受注等
		取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
		完成工事高 —	56,403,503 —	完成工事未収入金 未成工事受入金	37,223,790 567,359	

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
また、完成工事高の取引金額には履行義務の充足に係る進捗に応じて、一定の期間にわたって収益を認識する方法に基づく完成工事高を含んでおります。
- 2 取引条件ないし取引条件の決定方針等
請負工事の取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称 (住所)	資本金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容のうち 役員の兼任等	関係内容のうち 事業上の関係
親会社の子会社	㈱エフエフエフ(1-1-1) (兵庫県尼崎市)	100,000	店舗の企画 開発、営業	なし	なし	建設工事の受注等
		取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
		完成工事高 —	1,635,565 —	完成工事未収入金 未成工事受入金	1,431,840 —	

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
また、完成工事高の取引金額には履行義務の充足に係る進捗に応じて、一定の期間にわたって収益を認識する方法に基づく完成工事高を含んでおります。
- 2 取引条件ないし取引条件の決定方針等
請負工事の取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

属性	会社等の名称 (住所)	資本金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容のうち 役員の兼任等	関係内容のうち 事業上の関係
親会社の子会社	㈱西日本不動産開発㈱ (大阪市北区)	13,200,000	不動産事業	なし	兼任1名	建設工事の受注等
		取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
		完成工事高 —	2,959,886 —	完成工事未収入金 未成工事受入金	1,305,786 313	

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
また、完成工事高の取引金額には履行義務の充足に係る進捗に応じて、一定の期間にわたって収益を認識する方法に基づく完成工事高を含んでおります。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

請負工事の取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,782円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	359円05銭

独立監査人の監査報告書

令和4年5月18日

大鉄工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 要
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大鉄工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告およびその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引するに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

大鉄工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 江尻 憲昭 ㊞

常勤監査役 本岡 周二 ㊞

監査役 中安 雅文 ㊞

社外監査役 白川 靖浩 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対してお支払いいたします。
基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
同事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
同 取 次 所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
郵便物送付先 電話お問合せ先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063） 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 （電話ご照会先） 0120-782-031
公告掲載紙	官 報 貸借対照表および損益計算書に関する情報は https://www.daitetsu.co.jp/ にて提供いたします。

